

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について (株式会社京都タンパク)

農林水産省は、株式会社京都タンパク（法人番号：6130001064595）から提出された「事業再編計画」について7月31日（金曜日）付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の認定

株式会社京都タンパクから提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、7月31日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を受けることが可能となります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

2. 事業再編計画の概要

豆腐・油揚げ等の製造等を行う株式会社京都タンパクは、複数工場の老朽化した製造機械設備を廃棄し、最新の製造設備を導入することにより、高付加価値商品の生産へ転換するとともに、生産体制の強化・効率化を図ります。加えて、農産物の調達については、国産大豆の播種前入札の調達比率を向上させるとともに、年間調達量の増加を図り、生産者の販売機会の拡大及び経営の安定につなげることを目指します。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：令和2年7月31日

終了時期：令和4年2月末日

4. 申請者の概要

名称：株式会社京都タンパク

住所：京都府京都市伏見区横大路千両松町200番地

代表者：代表取締役社長 鳥越淳司

資本金：1,000万円

添付資料

[株式会社京都タンパクの事業再編計画の概要](#)
[認定事業再編計画の内容の公表](#)

【お問合せ先】

食料産業局食品製造課

担当者：森山、長束

代表：03-3502-8111（内線4111）

ダイヤルイン：03-6744-0480

FAX：03-3502-5336

令和2年7月31日

株式会社京都タンパクの事業再編計画の概要

株式会社京都タンパク(豆腐製造業)は、老朽化した製造機械設備を廃棄して、最新の製造設備を導入することにより、生産体制の強化・効率化を図るとともに高付加価値商品の生産へ転換します。

これにより、国産大豆の年間調達量を約1.6倍に増加させるとともに、播種前入札の比率を0%から14%以上に向上させ、生産者の販売機会の拡大及び経営の安定につなげることを目指します。

<事業再編計画概要>

【計画の実施時期】 令和2年7月31日～令和4年2月末日

(株)京都タンパク

- ・製造機械設備の廃棄、新設
- ・高付加価値、高採算性商品への生産転換
- ・国産大豆の調達量の拡大
- ・播種前入札による調達推進

融資

(株)日本政策金融公庫

【目標】

(農産物流通等の合理化)

国産大豆の年間調達量の増加 H30:1,219t→R3:2,000t(約1.6倍)

播種前入札比率の向上 H30:0%→R3:14%以上

(生産性の向上)

有形固定資産回転率の向上 H30:2.2→R3:2.8

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和2年7月31日

2. 認定事業再編事業者名

株式会社京都タンパク

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

我が国の豆腐製造業は、豆腐販売量の緩やかな減少や原材料費の高騰、経営者の高齢化等に伴い、昭和35年度の51,596施設をピークに製造施設数の減少が続いており、平成30年度には6,143施設とピーク時から88.1%も減少している。一方で、豆腐は日本の伝統食材として、さらに近年は健康食品として消費の機運が高まりつつあり、そうしたニーズに即した良質な商品を安定的に供給していくことが必要である。

また、豆腐の主原料である大豆については、国産大豆の消費量の5割近くを豆腐製造業が占めている。大豆は用途によって求められる品質が異なるため、我が国の大豆生産を支える基盤として、豆腐製造業界の縮小に歯止めをかけ、活性化させることは喫緊の課題である。

関西圏を中心に豆腐・油揚げ等大豆加工品を製造販売する（旧）株式会社京都タンパク（以下、「旧京都タンパク」）は、豆腐文化を象徴する「京とうふ」の伝統的な技術とブランド力で豆腐製造業の上位企業として豆腐製造業界をけん引してきたが、近年の業績低迷により事業継続が困難となっていた。そのため、令和元年7月に相模屋食料株式会社（以下、「相模屋食料」）が新たに全額出資による子会社（株式会社京都タンパク）を設立。当該子会社である当社が旧京都タンパクから豆腐・大豆加工食品製造事業を譲り受け、相模屋食料の傘下企業として経営事業の再編を進めている。

今般の事業再編計画では、国産大豆を活用した、より付加価値の高い豆腐製品の生産体制の強化・効率化及び製販物流の合理化を図ることにより、相模屋食料と一体となって、国産大豆の安定的かつ効率的な取引と消費者ニーズに応える商品の生産及び安定供給を実現する。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

株式会社京都タンパク本社工場、伏見工場及び第二工場の老朽化した製造機械設備を廃棄するとともに、新たに設備投資を行い、最新の製造設備を導入することにより、生産体制の強化・効率化を図り、1日当たりの生産能力を平成30年度の253,000丁から令和3年度には357,000丁へ約1.4倍に増加させる。併せて、採算の合わない商品の生産を見直し、「京とうふ」の伝統的な技術とブランド力を活かしたオリジナル商品など付加価値が高く、採算性の高い商品の生産への転換を図る。

これに伴い、年間の国産大豆の調達量を平成30年度の1,219トンから令和3年度には2,000トンへ約1.6倍に増加させるとともに、これまで実施していなかった播種前入札による調達を進め、令和3年度には播種前入札比率を14%以上向上させることで、生産者の経営安定・発展に寄与することを目指す。

② 生産性向上を示す数値目標

生産性の向上に関しては、平成30年度に比べて令和3年度には、有形固定資産回転率を27%向上させることを目標とする

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

財務内容の健全性の向上に関しては、令和3年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を上回ることを目標とする。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

飲食料品の製造事業（豆腐・油揚げ等製造業）

②実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

株式会社京都タンパク本社工場、伏見工場及び第二工場の設備の一部廃棄

（事業の方式の変更）

株式会社京都タンパク本社工場及び伏見工場における設備の改修工事・製造ラインの増設及び機械の新調等を行い、設備の高度利用を進め、生産体制の強化・効率化を図る。併せて採算の合わない商品の生産を見直し、付加価値が高く、採算性の高い商品の生産への転換を図る。

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は、当該事業分野における市場構造に照らしても十分に持続可能なものと見込まれる。

また、一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するおそれのあるものではない。

(2) 事業再編を行う場所の住所

株式会社京都タンパク 本社工場 京都府京都市伏見区横大路千両松町200番地

株式会社京都タンパク 伏見工場 京都府京都市伏見区横大路千両松町90番1

株式会社京都タンパク 第二工場 京都府京都市伏見区横大路千両松町147番1

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和2年7月31日～終了時期：令和4年2月末日

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

該当なし。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件			
	十一 保有する設備の相当程度 の廃棄	廃棄する設備とその内容：以下の各工場設備の一部廃棄 株式会社京都タンパク本社工場 （京都市伏見区横大路千両松町200番地）伏見工場 （京都市伏見区横大路千両松町90番1）第二工場 （京都市伏見区横大路千両松町147番1） 帳簿価額：216百万円 廃棄期日：令和2年8月5日 廃棄比率：約33%	—
法第2条第5項第2号の要件			
	農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農産物の生産又は販売の効率化	株式会社京都タンパク本社工場及び伏見工場における設備の改修工事・製造ラインの増設及び機械の新調等を行い、設備の高度利用を進め、生産体制の強化・効率化を図る。 併せて採算の合わない商品の生産を見直し、付加価値が高く、採算性の高い商品の生産への転換を図る。	法第25条第1項（株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け）